

高山市の融資制度のお知らせ！

問 合 先

高山市商工労働部商工振興課、雇用・産業創出課
高山市花岡町2丁目18番地
(電話0577-35-3144)

市では、中小企業向け、勤労者向けの各種融資制度を設けています。

また、市内の中小企業者の経営や事業者の創業を支援するために、下記の融資制度を対象に**利子や保証料の助成**を行っていますので、ご利用ください。
各支援制度には審査がございますので、審査結果によってはご希望に沿いかねることもございますのであらかじめご了承ください。

◆中小企業向け市融資制度

	制度名	対象者	資金使途	融資限度額	融資利率	融資期間	利子補給	保証料補給	担保・保証人
高山市	小口融資 (小規模企業融資、特別小口融資)	市内で1年以上同一事業を営む、従業員20人以下の法人及び個人 個人事業者の場合、住民登録が市内にある方	運転資金 設備資金	2,000万円	年利0.8% 又は1.1%	10年以内 (据置期間1年以内を含む)	借入れの日から1年間に支払った利子を全額補給	信用保証料の1/2以内を補給	・担保は不要 ・特殊な事情がある場合を除いて法人代表者以外の連帯保証人は不要(法人代表者についても不要となる場合有り)
	経営安定特別資金融資	市内で1年以上事業を営む中小企業者で、経済変動などにより経営に一定の支障を生じている法人及び個人【経営に一定の支障を生じている例】 ・最近3カ月間の売上額又は売上総利益が前年同期比5%以上減少している場合 ・直近の単年度決算で欠損を生じている場合 ・中小企業信用保険法第2条第4項第1号から第8号までのいずれかの認定を受けた場合 など		2,000万円	年利1.4% 又は1.7%	10年以内 (据置期間1年以内を含む)	借入れの日から3年間に支払った利子を全額補給	信用保証料の1/2以内を補給	・必要に応じて担保提供 ・特殊な事情がある場合を除いて法人代表者以外の連帯保証人は不要(法人代表者についても不要となる場合有り)
	創業支援資金融資	事業主の住民登録が市内にあり、次のいずれかに該当する法人及び個人 ・融資を受けようとする日から1ヶ月以内に個人で、又は2ヶ月以内に法人を設立して市内で新規開業する方 ・市内で1年以上事業を営む法人で、別法人を設立して市内で新規に開業する方 ・市内で新規開業をして1年内の方 など		3,500万円	年利1.6% 又は1.9%	10年以内 (据置期間1年以内を含む)		信用保証料の全額を補給	・必要に応じて担保提供 ・特殊な事情がある場合を除いて法人代表者以外の連帯保証人は不要(法人代表者についても不要となる場合有り)

◆中小企業向け県・国の制度に対する補助

	制度名	主要内容	補助対象者	補助対象経費	補助額	補助限度額
岐阜県	創業支援補助金	岐阜県中小企業振興支援資金融資の「創業支援資金」を利用して事業活動を行う場合に、借入れの日から1年以内に支払った利子を補助金として交付します。	市内で新規に事業を創業する場合などで、対象となる融資の実行を2025年4月1日から2026年3月31日までに受けた方 個人事業者の場合、住民登録が市内にある方	融資の実行を受けた日から1年間に支払った利子に相当する額	補助対象経費の全額	1中小企業者につき1年度100万円を限度
	産業活性化・経営合理化支援補助金	岐阜県中小企業振興支援資金融資の「産業活性化・海外市場開拓支援資金」、「地域未来投資支援資金」、「経営合理化資金」、「雇用支援資金」、「成長産業強化支援資金」を利用して事業活動を行う場合に、借入れの日から1年以内に支払った利子を補助金として交付します。	市内で事業を営む中小企業者で、対象となる融資の実行を2025年4月1日から2026年3月31日までに受けた方 個人事業者の場合、住民登録が市内にある方		補助対象経費の1/2	1中小企業者につき1年度100万円を限度
	中小企業子育て・環境保全推進支援補助金	岐阜県中小企業振興支援資金融資の「脱炭素社会推進資金」、「SDGs推進資金」を利用して事業活動を行う場合に、借入れの日から1年以内に支払った利子を補助金として交付します。	市内で事業を営む中小企業者で、対象となる融資の実行を2025年4月1日から2026年3月31日までに受けた方 個人事業者の場合、住民登録が市内にある方			1中小企業者につき1年度100万円を限度
	高山市事業承継関連融資利子・保証料補給	岐阜県中小企業振興支援資金融資の「事業承継支援資金」、岐阜県信用保証協会における「経営承継関連保証」「特定経営承継関連保証」「経営承継準備関連保証」「特定経営承継準備関連保証」「承継サポート保証」「事業承継特別保証」「経営承継借換関連保証」を利用した融資、日本政策金融公庫「事業承継・集約・活性化支援資金」の実行を受け事業活動を行う場合に、借入れの日から3年以内に支払った利子、保証料全額を補助金として交付します。	市内で事業を営む中小企業者で、対象となる融資の実行を2025年4月1日から2026年3月31日までに受けた方 個人事業者の場合、住民登録が市内にある方	融資の実行を受けた日から3年間に支払った利子に相当する額 融資の実行時に支払った信用保証料全額	補助対象経費の全額	1中小企業者につき1年度100万円を限度(利子・保証料はそれぞれ別枠)
日本政策金融公庫	小規模事業者経営支援事業補助金(マル経融資)	小規模事業者経営改善資金(マル経融資)を利用して事業活動を行う場合に、借入れの日から1年以内に支払った利子の一部を補助金として交付します。	住民登録が市内にある個人または、市内で事業所を有する法人で、対象となる融資の実行を2025年4月1日から2026年3月31日までに受けた方	融資の実行を受けた日から1年間に支払った利子に相当する額	年利1%以内	—————

◆中小企業向け条件変更時の保証料補給について

制度名	主な内容	補助対象者	補助対象経費	補助額	備考
高山市 高山市新型コロナウイルス感染症対策融資(条件変更)保証料補給金	高山市融資制度の「小口融資(小規模企業融資、特別小口融資)」、「経営安定特別資金融資」、「創業支援資金融資」、岐阜県中小企業振興支援資金融資の「経済変動対策資金」、「返済ゆったり資金」、「危機関連対応資金」、「新型コロナウイルス感染症対策資金」、「新型コロナウイルス感染症対応資金」、「新型コロナウイルス経営改善資金」、「原油価格・物価高騰等対策資金」、「伴走支援型借換資金」、岐阜県信用保証協会の「伴走支援型特別保証」を利用した融資、各金融機関の「新型コロナウイルス感染症対策特別融資」の制度において、市の利子補給を受けた融資について、条件変更を実施した際に、追加で発生した保証料を補助金として交付します。 なお、岐阜県中小企業振興支援資金融資の「新型コロナウイルス感染症対応資金」の場合は無条件で対象とします。	市内で事業を営む中小企業者で、対象となる融資の条件変更を2025年4月1日から2026年3月31日まで実施された方	融資の条件変更を実施時に追加で支払った信用保証料全額	補助対象経費の全額	――

◆勤労者向け融資制度

制度名	対象者	資金使途	融資限度額	融資利率	融資期間	利子補給	保証料補給	担保・保証人
高山市 勤労者生活安定資金融資	市内に1年以上在住している18歳以上の方で、同一事業所に常用労働者として1年以上継続して勤務し、引き続き勤務する方	医療費、冠婚葬祭費、教育費、通勤用自家用車購入費、簡易な家屋補修費、育児・介護休業中の生活資金など	200万円	1.80%	5年以内 育児・介護休業中の融資については6年以内(据置期間1年以内を含む)	育児休業中の融資は借入日から償還期間内(6年以内)の利子を、介護休業中の融資は借入日から介護休業期間内の利子を全額補給	信用保証料の全額を補給	・担保、連帯保証人は原則として不要

・申込みにあたり、虚偽の申請などがあつた場合には、融資・補助を取消しさせていただく場合があります。市内の事業所で必要な資金に限ります。
※繰上償還、借換などにより信用保証料の返還があつた場合、補助金額の一部について市に返還が必要です。